

審査要領

(平成27年度「スーパー食育スクール事業」実施委託に関する企画公募)

1 採択案件の決定方法

提出された企画提案書に基づき以下の方法により、審査を行い、各評価項目の得点合計が高いものから原則として採択を決定する。

ただし、事業を遂行するに当たって必要な経営基盤に特別の問題が認められる場合には、採択から除外する。

2 審査方法

各団体から提出された企画提案書に基づき、以下の手続きにおいて書面審査をするものとする。必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出等を求めることもある。

(1) 一次審査（課内審査）

事業の趣旨、内容、実施期間、実施体制等の基本的な要件を満たしているか否かについて審査し、二次審査に向けて採択案を作成することとする。基本要件を満たしていない申請については「不採択」とする。

(2) 二次審査（外部審査）

一次審査を通過し、学校健康教育課で作成された採択案に基づき、文部科学省に設置された選定委員会において書類選考を実施する。

評価項目は下記「3 評価方法」に掲げる10項目とし、各項目ごとに審査委員が付した5段階の点数の合計をもって採否を判断する。

採否の判断基準については以下のとおりとする。

① 各評価項目の合計点数が高い順に、予算の範囲内で採択することとする。

この際、採択事業の合計額が予算の範囲を上回る場合には、各申請の事業予算を事業実施に支障をきたさない範囲で削減して予算の範囲に収めることにより、優れた事業計画を多数採択するように努めることとする。

なお、採択するに当たり、同地域から複数の募集があった場合等には、企画提案書の中身や地域バランスも勘案するものとする。

② 各項目のうち、1項目でも「大変劣っている」の評価が付された申請につ

いては、採択するか否かについて検討する。この際、申請者に対し、「大変劣っている」が付された評価項目について具体的な改善策の提示を求め、その改善により事業目的を達成できると判断した場合には採択することとする。

3 評価方法

評価は下記の各項目について別紙の「評価基準段階表」によるものとし、委託事業選定委員会の各委員が評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

(1) 事業内容に関する評価

- ① 取組テーマと「中心となるテーマ」選択がどのように相互に関わり合っているか、明確に示されていること。
- ② 事業目標について客観的な評価分析ができるよう明確な目標として設定されていること。

(2) 実践校に関する評価

- ① 事業の目標を達成するため栄養教諭の配置など必要な人員・組織体制を有していること。
- ② これまでの食育の取組状況について、積極的に食育に取り組んでいること。
- ③ 取り組むべき学校の課題が明確になっていること。
- ④ 課題解決に向けた関係機関との連携方策が、具体的に計画されていること。

(3) 実践内容に関する評価

- ① 評価指標を向上させるための仮説について、課題解決とその検証に至る道筋が具体的に示されていること。
- ② 評価指標を具体的に設定し、事業目標を達成するために最もふさわしいと考えられる方法で関係機関と連携して調査、測定を行うことで事業成果が客観的に評価・分析できるよう計画されていること。
- ③ 事業成果について、地域内及び都道府県内に広く周知するよう計画されていること。
- ④ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

(別紙)

評 価 基 準 段 階 表

評価項目	点数配分	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	大変劣っている
1-①	10	10	8	6	3	1
1-②	10	10	8	6	3	1
2-①	10	10	8	6	3	1
2-②	10	10	8	6	3	1
2-③	10	10	8	6	3	1
2-④	10	10	8	6	3	1
3-①	10	10	8	6	3	1
3-②	10	10	8	6	3	1
3-③	10	10	8	6	3	1
3-④	10	10	8	6	3	1
合計	100					